

平成24年3月30日
号外第5号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

- 建設業法第十三条の規定による閲覧所の設定（昭和47年秋田県告示第226号）の改正（185・建設管理課）…………… 1
- 浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置（昭和60年秋田県告示第593号）の改正（186・建設管理課）…………… 1
- 測量業者登録簿閲覧所の設置（昭和51年秋田県告示第414号）の改正（187・建設管理課）…………… 1

告 示

秋田県告示第百八十五号

建設業法第十三条の規定による閲覧所の設定（昭和四十七年秋田県告示第二百二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

「秋田県建設交通部建設管理課」を「秋田県建設部建設政策課」に改める。

秋田県告示第百八十六号

浄化槽工事業者登録簿閲覧所の設置（昭和六十年秋田県告示第五百九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

「秋田県建設交通部建設管理課」を「秋田県建設部建設政策課」に改める。

秋田県告示第百八十七号

測量法施行令（昭和二十四年政令第三百二十二号）第二十八条第一項の規定による測量業者登録簿閲覧所の設置（昭和五十一年秋田県告示四百十四号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

「秋田県建設交通部建設管理課」を「秋田県建設部建設政策課」に改める。

発行者	秋 田 県	秋田市山王四丁目1番1号
購読料金	一ヶ月3,675円(税込み)	
印刷所	株式会社 松原印刷社	秋田市山王七丁目5番29号 電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005 URL http://www.matsubarainsatsu.co.jp/
印刷者	松原 巧	秋田市山王七丁目5番29号